

令和3年度

危機管理マニュアル



危機管理の心構え「さしすせそ」

- ☆「さ」 最悪を考えて対応する
- ☆「し」 慎重に対応する
- ☆「す」 素早く対応する
- ☆「せ」 誠意を持って対応する
- ☆「そ」 組織で対応する

宇和島市立立間小学校

目 次

1	学校事故の発生事由	1
2	学校事故発生に対する基本的な対応	1
3	事故発生の対応と予防策	1
(1)	授業中	1～2
	ア プールでの事故	
	イ 教科指導中における事故	
(2)	授業中以外の時間（学校の管理下の場合）	2～3
(3)	給食時	3～4
	ア 配膳室・検食中に食べ物の中に異物を発見したとき	
	イ 給食中に児童の食べ物の中に異物が発見されたとき	
(4)	校外学習等	4～5
	ア 修学旅行等での事故	
	イ 大洲青少年交流の家利用活動での事故	
(5)	災害発生時	5～6
	ア 火災	
	イ 地震	
	ウ 原子力災害	
(6)	不審者への対応	7
(7)	学校の施設・設備に関わる事故（盗難）	7～8
(8)	いじめ	8
(9)	不登校	8～9
(10)	交通事故	9
(11)	警報発令時の児童の登校	9～10
(12)	教職員の交通事故	10
(13)	弾道ミサイル発射	11
(14)	インターネット上の犯罪被害	11
(15)	学校への犯罪予告・テロ	12

1 学校事故の発生事由

- (1) 施設・設備の設置または管理に欠陥があったために生じる事故
- (2) 教育活動中に、教員の指導・監督に配慮不足があったために生じる事故
- (3) 児童相互の不注意や故意による事故
- (4) 教職員の不注意による事故
 - * これらの事故については、刑事上、民事上、行政上の責任となる場合がある。

2 学校事故発生に対する基本的な対応

- (1) 事故発生の連絡・報告を即刻行う。
 - ア 校長、保護者（必要に応じて教育委員会）
 - イ 重大事故の場合は、複数の教職員で対応に当たる。
（教頭・学級担任・養護教諭・教務主任・生徒指導主事等）
- (2) 負傷者を病院に急送し、医師の手当と診断を受ける。
 - ア 養護教諭が応急手当をし、救急車（タクシー）で病院へ急送する。
 - イ 学級担任が同乗する。状況により、管理職も病院に行き待機する。
- (3) 事故について保護者に告知する。
 - ア 学校には、保護者に対して事故の事実を告知する義務がある。
 - イ 保護者への告知が遅れたり怠ったりすると感情を害し、後で問題になる。
- (4) 保護者に陳謝する。
 - 管理職が率先して行う。
- (5) 事故について事情聴取と記録をする。
 - 事故の状況を把握し、整理する。（複数で当たる。）

3 事故発生の対応と予防策

- (1) 授業中
 - ア プールでの事故

事 故 へ の 対 応	予 防 策
1 事故者への処置（最優先） <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故者の様子・程度に応じた処置 場合によっては人工呼吸、心肺蘇生、AED (2) 校長へ連絡し、指示を受ける。 (3) 病院の手配（救急車の手配） (4) 保護者への連絡と事情説明 (5) 教育委員会への連絡 (6) 事故の原因と対応を詳細に記録（時系列） 2 事故者以外の児童への対応 <ul style="list-style-type: none"> (1) 校長の指示を受ける。 (2) 職員室にいる者で対応 3 マスコミへの対応 4 事後処理を丁寧に <ul style="list-style-type: none"> (1) 校長、職員への報告 (2) 事故者への見舞い等 (3) 事後の再発防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の安全指導の徹底 ○ 指導体制（2名以上で監視）の徹底 ○ 指導内容の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月日、時間等の記録 （例）プールサイドの歩き方、水泳の決まりを守る、飛び込みの禁止 ○ 事前、事中、事後の健康観察 ○ 救命用具（浮き輪、ひも、毛布、担架等）の設置 ○ 心肺蘇生法の講習・研修 ○ 電話連絡方法を周知し、練習しておく。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>通信指令室の質問に答える。 「救急です。」（けがをした時の状況やけが人の様子等を説明） 立間小学校 宇和島市吉田町立間1番耕地 3900-1 電話番号：52-1057</p> </div>

イ 教科指導中における事故

事故への対応	予防策
<p>1 事故者への処置（最優先）</p> <p>(1) 事故者の様子や程度に応じた処理</p> <p>(2) 校長へ連絡し、指示を受ける。</p> <p>(3) 病院の手配、救急車の手配</p> <p>(4) 保護者への連絡と事情説明</p> <p>(5) 教育委員会へ報告</p> <p>(6) 事故原因と対応を詳細に記録（時系列）</p> <p>2 事故者以外の児童への対応</p> <p>(1) 校長の指示を受ける。</p> <p>(2) 職員室にいる者で対応</p> <p>3 マスコミへの対応</p> <p>4 事後処理を丁寧に</p> <p>(1) 校長、職員への報告</p> <p>(2) 事故者への見舞い</p> <p>(3) 事故の再発防止対策</p>	<p>○ 事前の安全指導の徹底</p> <p>○ 指導した内容の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月日、時間等の記録 <p>(例) <図画工作科></p> <p>はさみ、カッター、彫刻刀の使い方</p> <p><理科></p> <p>薬品の使い方、器具の使い方</p> <p><体育科></p> <p>跳び箱、マット運動、ボール運動</p> <p><算数科></p> <p>コンパスの使い方</p> <p><家庭科></p> <p>様々な用具の管理、扱い方</p>

(2) 授業中以外の時間（学校の管理下の場合）

事故への対応	予防策
<p>1 事故発生の状況把握</p> <p>(1) 事故者の学年・氏名</p> <p>(2) 事故者の程度・様子</p> <p>(3) 事故の発生原因（詳細に記録）</p> <p>2 学校での対応</p> <p>(1) 病院での処置（救急車の手配）</p> <p>(2) 職員と保護者への連絡と事情説明</p> <p>(3) 学校と保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者がある場合は、その保護者への連絡 ・ スポーツ振興センターの災害給付対象 <p>(4) 教育委員会への連絡</p> <p>3 事後処理を丁寧に</p> <p>(1) 校長・職員への報告</p> <p>(2) 事故者への見舞い</p> <p>(3) 事故の再発防止対策</p>	<p>○ 日頃の安全指導の徹底</p> <p>○ 指導内容の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月日 ・ 時間等の記録（週案等） <p>(例) 教室での過ごし方</p> <p>廊下、階段の歩き方</p> <p>遊具の使い方</p> <p>○ 施設の安全点検</p> <p>○ 遊具の安全点検</p>

(3) 給食時

ア 配膳室・検食中に食べ物の中に異物を発見したとき

(ア) 吉田共同調理場・教育委員会に第一報を入れる。

(イ) 教育委員会の指示のもと、南予教育事務所、警察署（生活安全課）へ連絡する。

事 故 へ の 対 応	予 防 策
<p>1 事故発生の状況把握（異物混入）</p> <p>(1) 検収者は正確に状況を把握し、校長に報告する。</p> <p>(2) 検収者は他の食べ物に異常がないか点検する。</p> <p>2 学校での対応</p> <p>(1) 状況を確認後、校長は教育委員会へ状況を報告し、今後の対応について指示を受ける。</p> <p>(2) 全教職員で事故発生について共通理解と対応を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童への対応 ・ マスコミへの対応 ・ 保護者への対応 <p>(3) 事後処理を確実に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童への対応 ・ 関係機関への連絡 ・ 事故の再発防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳室の施錠を徹底する。 ○ 検食を確実にやり記録する。

イ 給食中に児童の食べ物の中に異物が発見されたとき

事 故 へ の 対 応	予 防 策
<p>1 事故発生の状況把握</p> <p>(1) 学級担任は、直ちに児童の給食を止め、現状を維持し、校長に報告する。</p> <p>(2) 学級担任は、他の児童の給食に異物がないか調べ、状況を正確に把握し記録する。</p> <p>2 学校での対応</p> <p>(1) 校長の指示を受け、全児童の給食を直ちに止める。</p> <p>(2) 全児童の給食に異物が混入していないか調査する。児童に動揺を与えないように配慮する。</p> <p>(3) 状況を確認後、校長は、教育委員会へ状況を報告し、今後の対応について指示を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南予教育事務所・警察署への連絡の有無 ・ 被害のない学級の給食の続行の可否 ・ 児童への対応 ・ 保護者への対応 <p>(4) 臨時職員会議を開き、対応にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・保護者への対応 ・ マスコミや関係機関への対応 ・ 事故の再発防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事のマナーを指導しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ パンはちぎって食べる。 ・ 食事中は立ち歩かない。 ・ 目で味わって食べる。 ○ 道徳や学級活動等で命の大切さや他を思いやる心を育てる。

(4) 校外学習等

ア 修学旅行等での事故

(ア) 遠足・修学旅行は学校行事として位置づけられており、出発から解散までをいう。

(イ) 学校の管理下とは、家を出発してから家に到着するまでをいう。

(ウ) 校外で学習する場合は、児童の保護者等の連絡先を常に把握し、必要に応じて児童の緊急連絡網を携帯しておく。

事故への対応	予防策
1 事故発生の状況把握 (1) 事故者の氏名・学年 (2) 事故の程度・様子 2 現地での対応 (1) 引率者による対策会議と役割分担 (2) 病院での処置 (3) 学校と保護者への連絡 (4) マスコミへの対応 (場合によって) 3 学校での対応 (1) 必要に応じて教育委員会へ連絡 (2) 保護者への事情説明 (3) マスコミへの対応 (場合によって) 4 事後処理 (1) 校長・職員への報告 (2) 事故者への見舞い (3) 事故の記録 (時系列) の整理と事故原因の究明 (4) 事故の再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の安全指導の徹底 ○ 経路や交通機関の下見 ○ 近隣の医療機関の把握 ○ 宿泊施設や見学先の安全性の確認や点検 ○ 気象状況の把握 ○ 交通事故への細心の配慮 ○ 保健衛生への細心の配慮 ○ 非行への細心の注意 ○ 現地での健康状態の把握

イ 大洲青少年交流の家利用活動での事故

修学旅行とはほぼ同様の対応を行う。ただし、交通機関・病院に支障を来す場合があるので事前に調べていく。

(5) 災害発生時

ア 火災

災害への対応	予防策
1 火災の発見者は、初期消火に努める。 2 校長の指示のもと直ちに消防署に通報する。 3 発見者は、直ちに職員へ連絡する。夜間や休日の場合は、緊急連絡網で連絡する。 4 職員室にいる職員は、放送で児童の避難誘導を行う。放送が使えない時はハンドマイクを使う。 5 校長の指示のもと、教育委員会に連絡する。 6 事後処理、その後の対応について全職員で共通理解を図る。 7 学校で知り得た情報は、外部へ漏らさない。 ※ 外部との折衝は一本化する。(マスコミ対応)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理責任者はガス・灯油等の保管状況を確認する。 ○ 日直は、火気の有無を確認する。 ○ 離直後、最終者は責任を持って施錠する。 ○ 教室等は火気がないようにしておく。 ○ 必要のない電気コードはコンセントから抜いておく。 ○ マッチやライターを適切に管理する。 ○ 電話連絡方法を周知し、練習しておく。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>通信指令室の質問に答える。 「火事です。」(出火場所や現場の状況、けが人の有無等を説明) 立間小学校宇和島市吉田町立間1番耕地 3900-1 電話番号:52-1057</p> </div>

イ 地震

災害への対応	減災策
<p>1 児童への確かな指示を行い、児童を安全な場所に避難させる。</p> <p>2 人員確認、負傷者確認や手当、必要に応じて搬出等を行う。</p> <p>3 二次災害の危険がある場合は、さらに安全な場所への避難指示をする。(校舎2階、八幡神社、青野商店裏の農道)</p> <p>4 保護者へ連絡し、児童の関係者に確実に引き渡す。</p> <p>5 校舎施設等の被害状況を確認し、教育委員会へ連絡する。</p> <p>6 医療機関へ連絡し、負傷者への対応や児童の心のケアなどの対応を行う。</p> <p>7 対策本部を設置し、地域と協力して避難所運営を行う。</p>	<p>○ 教職員の役割分担を明確にし、迅速な対応ができるようにしておく。</p> <p>○ 避難経路や避難場所、備蓄状況の点検を行う。</p> <p>○ 地域特性から予想される二次災害の洗い出しを行う。</p> <p>○ 様々な状況を想定した避難訓練を実施し自分の命は自分で守る力を育成する。</p> <p>○ 防災・減災教育について家庭や地域に情報を発信し、非常変災時の連絡の取り方やルールについて周知する。</p> <p>○ 地域の関係機関と連携し、公助体制を整備する。</p>

ウ 原子力災害

被害への対応	予防策
<p>1 原子力緊急事態情報を入手したら、児童への確かな指示を行い、安全な場所に避難誘導する。</p> <p>【屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外気が入るのを防ぐため、全てのドア、カーテン、窓を閉め、換気扇等を止める。 ・ 食器に蓋をしたり、ラップを掛けたりする。 <p>【屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すばやく屋内に退避し、顔や手を洗う。その後、屋内退避と同じ対応をとる。 <p>2 人員確認、健康観察を行い、避難準備をする。</p> <p>3 テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。</p> <p>4 避難に当たっては、県や市の指示に従う。避難の際は、ガスや電気の消火、消灯をする。また戸締まりを確実にを行う。</p> <p>5 児童の状況および引き渡しについて、まちコミメール等を使って連絡する。</p> <p>6 校長の指示のもと、教育委員会等関係機関に連絡をする。</p>	<p>○ 原子力による被害や被害が及ぶ範囲について、教職員間で共通理解を図る。</p> <p>※ 本校は、伊方原子力発電所から約 35 kmの地点に位置し、小名地区が 30 km圏内に該当する。</p> <p>○ 事前に国や県、市の対応内容、児童のとるべき行動を把握しておく。</p> <p>○ 防災無線やラジオ、テレビ、広報車から聞こえてくる指示を静かに聞くように普段から訓練をしておく。</p> <p>○ 屋内退避について、木造よりもコンクリートの建物の方が防護効果があることを教職員や児童に知らせておく。</p> <p>○ 素早く避難できるように、校舎内外の整理整とんに努める。</p> <p>○ 児童が自宅にいる時間帯であれば、状況によって臨時休業の措置をとる。</p>

(6) 不審者への対応

不審者への対応	予防策
<p>1 不審者の校内侵入</p> <p>(1) 発見者は職員室に連絡をする。</p> <p>(2) 校長（教頭）、生徒指導主事等2人以上で不審者に声を掛ける。</p> <p>(3) 挙動不審な場合は、養護教諭が放送し、男性職員が対応する。</p> <p>(4) 全職員で児童の確認をする。</p> <p>(5) 職員の誘導でも不審者が退校しない場合は、校長の指示により教育委員会や警察署等に連絡し、指示を受ける。</p> <p>(6) 緊急な場合は、男性職員で対応すると同時に警察に連絡する。</p> <p>(7) 校長は状況を教育委員会に報告する。</p> <p>(8) 状況に応じて教職員引率のもと、集団下校をする。</p> <p>2 事後処理</p> <p>(1) 児童へ説明する。</p> <p>(2) 保護者へ事情を説明する。</p> <p>(3) マスコミ対応（場合によって）</p> <p>(4) 再発防止対策の検討</p>	<p>○ 来校者を見かけた者は声を掛け、身元や要件を確認する。</p> <p>○ 始業前に、管理職は校内巡視を行う。</p> <p>○ 全児童の登校を確認後、教頭は正門を閉める。</p> <p>○ 職員室にいる者は、運動場やプール付近の様子を監視し、不審者発見に努める。</p> <p>○ 校長、教頭、教務主任、養護教諭で適時校内巡視を行う。</p> <p>○ 放課後、児童が残る場合は、校長の許可を得て指導者は下校を確認する。その際、複数下校とする。</p> <p>○ 不審者情報を保護者や民生児童委員、自治会長、まもる君の家、児童生徒をまもり育てる協議会等との連携により、把握する。</p> <p>○ 電話連絡方法を周知し、練習しておく。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>通信指令室の質問に答える。 「不審者です。」（不審者の特徴、けが人の有無等を説明）立間小学校 宇和島市吉田町立間1番耕地 3900-1 電話番号：52-1057</p> </div>

(7) 学校の施設・設備に関わる事故（盗難）

事故への対応	予防策
<p>1 被害の発見者は、現状の維持に留意し、直ちにその状況を校長に報告し、指示に従う。</p> <p>2 発見者は校長の指示のもと、直ちに関係機関（警察等）に通報する。</p> <p>3 発見者は緊急連絡網を通じて、全職員に連絡をする。</p> <p>4 校長の指示のもと、教育委員会に連絡する。</p> <p>5 発見者は盗難を発見した後の対応について詳しく記録する。</p> <p>6 事後処理、その後の対応について全職員で共通理解を図る。</p> <p>7 学校で知り得た情報は、外部に漏らさない。 ※ 外部との折衝は、一本化する。（マスコミ対応）</p>	<p>○ 管理責任者は、最後の戸締まりを確認する。</p> <p>○ 日直は、施錠の有無を確認する。</p> <p>○ 離直後、最終退庁者は責任をもって施錠する。</p> <p>○ 金銭や貴金属類を教室や職員室の机の中に置かない。</p>

(8) いじめ

児童または保護者等から「いじめを受けた」と訴えがあった場合、または発見した場合

いじめへの対応	予防策
<p>1 校長に報告し、指導を受ける。</p> <p>2 生徒指導主事は校長の指示を受け、いじめの実態や原因を学級担任と共に調査し報告する。</p> <p>3 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任で対応策を立てる。全教職員に周知し協力を仰ぐ。</p> <p>4 加害者を指導する。保護者へも連絡をとり、家庭での指導をお願いする。</p> <p>5 学級担任は、以後の指導や児童の様子を随時校長へ報告する。指導内容や状況は記録しておく。</p> <p>6 いじめがおさまらない場合は、PTAや関係機関に協力を依頼する。</p> <p>※ いじめを受けている児童、保護者の気持ちを十分に配慮する。</p> <p>※ いじめがおさまった後も引き続き経過観察を行い、記録を残しておく。</p>	<p>○ 学級担任は、いじめは絶対に許さないという確固たる態度を持つ。</p> <p>○ 人権意識の高い学級づくりを行う。</p> <p>○ 全職員が全児童を指導する。</p> <p>○ 職員朝会、職員会議、研修会等で児童の様子について全教職員で共通理解を図る。</p> <p>○ 教育相談を充実させ、記録を蓄積しておき、次学年へ引き継ぐ。</p>

(9) 不登校

不登校への対応	予防策
<p>1 欠席が3日以上続いている児童については、理由に関係なく校長に報告する。</p> <p>2 学校を休みがちな児童がいる場合は校長に報告し、指導を受ける。</p> <p>※ 児童の人的、物的環境を十分に把握して報告すること</p> <p>3 不登校傾向になった場合は、校長の指示を受け学級担任、生徒指導主事、養護教諭等と連携し対応に当たる。場合によっては、スクールカウンセラーにも協力を仰ぐ。(チーム学校＝組織で対応)</p> <p>・ 保護者との話合いと今後の対応</p> <p>※ 学校に対する不信感を持たれないように誠実に受容的に対応する。</p> <p>4 学級担任、養護教諭等が、定期的に家庭訪問を行い、児童との接点を壊さないように配慮する。</p> <p>※ 強引な登校刺激は避ける。</p> <p>5 関係諸機関との連携を図る。</p>	<p>○ 無感動、行動力の低下、不眠、疲れ、食欲不振、腹痛、頭痛等の初期のサインを見逃さず対応する。(早期発見・早期対応)</p> <p>○ 学級担任はすべての児童に毎日声を掛ける。</p> <p>○ 定期的に教育相談を行う。</p>

(10) 交通事故

事 故 へ の 対 応	予 防 策
<ol style="list-style-type: none">1 児童の事故が発生した旨の連絡を受けた職員は、校長に連絡し指示を受ける。2 校長の指示のもと生徒指導主事、学級担任は現場に急行する。3 現場からの状況を校長に報告する。<ul style="list-style-type: none">・ いつ（事故発生の日・時刻）・ どこで（発生場所、目印になるもの）・ だれが（学年、氏名、性別、生年月日、保護者氏名、保護者住所、電話番号）・ どうした（事故発生の状況、状態）・ 相手（加害者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号）4 状況に応じて病院への手配をする。5 保護者への連絡（学級担任または職員室職員）。正確な情報のみ伝える。推測で話さない。6 校長の指示のもと、教育委員会等関係機関に連絡をする。7 窓口を一本化して、マスコミ対応をする。8 学級担任は、その後の経過について常に把握し、保護者と連絡をとり校長へ報告、指示を受ける。	<ul style="list-style-type: none">○ 交通安全指導の徹底 （例）登下校時の歩き方 飛び出しをしない。 自転車の乗り方 横断歩道の渡り方○ 通学班担当者は定期的に通学路点検を行い、危険箇所を調べておく。

(11) 警報発令時の児童の登校

<ol style="list-style-type: none">1 暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、津波警報<ul style="list-style-type: none">・ 登校前にいずれかの警報が一つでも発令されている場合は「自宅待機」とする。ただし、状況により登校を指示する場合もある。・ 午前 11 時まで解除されなかった場合は、臨時休業日とする。・ 翌日（次に登校する日）の学習予定は、原則として臨時休業日の時間割で登校する。・ 在校時に警報が発令された場合は、状況により下校時刻を早め、教職員引率のもと下校させるなどの対応をする。また、その際には、まちコミメール等で保護者に連絡する。・ 警報解除後、児童の安否確認と校区の状況把握を行い、登下校の再開を判断する。2 その他の警報<ul style="list-style-type: none">・ 学校から連絡がなければ、平常どおりに登校する。3 警報が発令されなくても危険が伴うと判断される場合<ul style="list-style-type: none">・ 暴風、大雨、雷、大雪等、警報が発令されていなくても登校の安全が確保できないと判断される場合は、校長判断により自宅待機とし、状況を見守る。・ 状況により、教職員引率のもと登校させる。・ 在校時、校区に危険な状況が予測される場合、または危険な状況が確認された場合は、教職員引率のもと下校させるか、保護者への引き渡し・学校待機等の対応をする。その際には、まちコミメール等で保護者に連絡する。
--

(12) 教職員の交通事故

事 故 へ の 対 応	予 防 策
<p>1 事故の当事者あるいは教職員の事故が発生した旨の連絡を受けら、校長へ連絡し指示を受ける。</p> <p>2 必要に応じ、職員が現場に急行する。</p> <p>3 事故の内容・程度により、教育委員会等関係機関への連絡をとる。正確な情報をつかむ。推測で話さない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ（事故発生の年月日・時刻） ・ どこで（発生場所、目印になるもの） ・ だれが（学年、氏名、性別、生年月日、保護者氏名、保護者住所、電話番号） ・ どうした（事故発生の状況、状態） ・ 相手（加害者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号） <p>4 外部との折衝は窓口を一本化する。</p> <p>※ 加害者の場合、けがの処置や今後の補償等について誠意を持って対応する。</p> <p>※ 示談の場合も警察官に立ち会ってもらおうようにする。当事者だけの話し合いは後に禍根を残す場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全協議会の定期的な開催と交通安全への啓発 ○ 交通3悪追放 <ul style="list-style-type: none"> ・ スピード違反 ・ 飲酒運転 ・ 無免許運転 ※ 学期末に「安全運転誓約書」に記載した内容を振り返り、交通3悪追放に向けての意識を高める。 ○ 時間的・精神的にゆとりを持った運転 ○ 車の安全点検 ○ 公的機関の利用

◎ その他の事故の場合も同様とするが、状況が多様であるために必ずしもこのようになるとは限らない。常に状況を的確に判断し、人命最優先で誠意を持った対応を行うように配慮すること。

(13) 弾道ミサイル発射

ミサイル発射への対応	減 災 策
<p>1 Jアラートによる緊急情報が発信された場合、児童への的確な指示を行い、児童を安全な場所に避難誘導する。</p> <p>【屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎内の壁側に誘導し、床に伏せて頭部を守るようにさせる。 ・ 校外で近くに建物がない場合は、できる限り物陰に身を隠し、地面に伏せて頭部を守るようにさせる。 <p>【屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓から離れ、机の下に入ったり床に伏せたりして頭部を守るようにさせる。 <p>2 人員確認を行う。</p> <p>3 追加情報等の収集を行う。</p> <p>4 校舎施設等の被害状況を確認し、教育委員会へ連絡する。</p> <p>5 不審物を発見した場合や、その連絡を受けた場合には、すぐに警察・消防に連絡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の役割分担を明確にし、迅速な対応ができるようにしておく。 ○ 素早く避難できるように、校舎内外の整理整頓に努める。 ○ Jアラートについて周知させること、避難の仕方についての学習や訓練を実施し、自分の命は自分で守る力を育成する。 ○ 不審なものを発見した場合には、絶対に近寄らないで、すぐに先生や大人に伝えるよう指導する。 ○ 児童が自宅にいる時間帯であれば、状況によって登校時刻を変更、もしくは臨時休業などの措置をとる。

(14) インターネット上の犯罪被害

被害への対応	予 防 策
<ol style="list-style-type: none"> 1 児童や保護者から連絡を受けた場合、すぐに校長に報告する。 2 事実確認を詳細に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ・誰から・どんな状況であったか。 3 警察や法務局等関係機関に連絡、相談する。 4 教育委員会に連絡し、状況の変化に伴い、随時報告する。 5 児童の心のケアに努める。 6 事後処理、その後の対応について全職員で共通理解を図る。 7 学校で知り得た情報を外部に漏らさない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校でのSNS学習等、情報モラル教育の充実を図る。 ○ 保護者には、フィルタリングサービス等の必要性について指導する。 ○ SNSの利用について、親子で学習する機会を設定し、被害者にも加害者にもならないようにする。

(15) 学校への犯罪予告・テロ

事象への対応	減 災 策
<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪予告があった場合、直ちにその状況を校長に報告し、指示に従う。 2 児童が校内にいる場合は、保護者に連絡を取り、引き渡す。 3 校長の指示のもと、直ちに警察・消防等に通報する。 4 校長の指示のもと、教育委員会に連絡する。 5 校舎内外、敷地周辺の点検をする。 6 不審物発見の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察・消防に通報する。 ・ 教育委員会に随時状況を報告し、指示を受ける。 ・ 勤務時間外であれば緊急連絡網を使って、全職員に連絡をする。 7 犯罪予告を受けてから後の対応等について詳しく記録する。(時系列) 8 事後処理、その後の対応について全職員で共通理解を図る。 9 学校で知り得た情報を外部に漏らさない。 ※ 外部との折衝は、一本化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の安全点検や施設の巡視・整備を丁寧に行い、すぐに異状に気付くことができるようにする。 ○ 保護者への連絡や引き渡し方法について保護者と共通理解を図り、迅速かつ確実に引き渡せるようにする。 ○ 警察等関係機関との連携を密にする。 ○ 不審なものを発見した場合には、絶対に近寄らないで、すぐに先生や大人に伝えるよう指導する。 ○ 児童が自宅にいる時間帯であれば、状況によって登校時刻を変更、もしくは臨時休業などの措置をとる。